

公益財団法人日本スポーツ協会
令和2年度第3回臨時理事会議事録

日 時 令和2年10月8日(木) 16:00~16:45

場 所 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 14階「岸清一メモリアルルーム」
※Web会議を併用

出席者

<理事>

伊藤雅俊会長、遠藤利明、草野満代の両副会長、泉正文副会長兼専務理事、大野敬三、ヨーコゼッターランド、森岡裕策の各常務理事、根本光憲、平田竹男、今井純子、鳥羽賢二、具志堅幸司、長島昭久、宇津木妙子、中谷行道、山倉紀子、坂本和彦、齊藤譲、小野力、茅野繁巳、石川恵一朗、永井邦治、河村祐一、高井信一、牧和志の各理事

<監事>

佐藤直子、村田芳子の各監事

理事総数27名、うち出席25名(会場9名、Web会議16名)で、定款第37条に基づき理事会成立。

定款第34条により、伊藤会長が議長となり議事に入った。

議 案

第1号 鹿児島県における国民体育大会の取扱いの決定について(大野常務理事)

去る7月31日開催の第2回臨時理事会において、伊藤会長と大野常務理事に一任としていた鹿児島国体の延期時期の決定、後催県との調整、鹿児島国体延期に伴う事項全般の対応状況について、以下の通り説明。

先般9月25日開催の当協会、日本障がい者スポーツ協会(JPSA)、文部科学省・スポーツ庁及び鹿児島県の4者トップレベル会議において、鹿児島国体を令和5(2023)年に開催することを合意した。

また、当協会、JPSA及び文部科学省・スポーツ庁の3者において、令和5(2023)年の佐賀県以降の国民スポーツ大会本大会について、1年順送りを基本として開催時期を定めることについても合意した。

大会名称については、回数を当初のとおり第75回大会とした場合、前2大会と回数が逆転することになり、また、後催県の中には、開催に向けた準備が進んでいる県もあり、最初の国民スポーツ大会として開催することに強い思いがある県や、大会回数を変更することが難しい県もあった。

このため、スポーツ庁とも相談したところ、スポーツ基本法上においては、令和5(2023)年に「国民体育大会」の名称が「国民スポーツ大会」に変更になるものの、「最初の国民スポーツ大会」を1年ずらして開催する場合で

も、必ずしも法改正が必要なものではないとのことであったため、伊藤会長が佐賀県の山口知事に、1年延期を要請した際には、鹿児島国体を令和5(2023)年に延期開催し、佐賀県が令和6(2024)年に開催されることになったとしても、「最初の国民スポーツ大会」とすることを約束している。

以上により、鹿児島国体の大会名称については、大会の回数をつけず、国民スポーツ大会の名称ではなく、国民体育大会の名称で開催することとし、併せて「特別国民体育大会」との名称で開催することについて諮り、出席理事全員一致で可決された。

次に、輪番制について、開催基準要項第12項には、「大会開催の地域区分は東、中、西地区とし、輪番に開催する」としているため、鹿児島国体を令和5(2023)年に開催すると、鹿児島県、佐賀県の順に開催することとなり、西地区が続き、輪番制が崩れることになるが、この度の鹿児島国体への対応に限り、輪番制が変則的になることを併せて諮り、出席理事全員一致で可決された。

さらに、会期について、今後、関係機関との調整が必要となるため、会期の決定、及び、今回、国体史上初の延期開催となるため、予期し得ない対応が生じた場合の対応について、伊藤会長と大野常務理事に一任する旨を諮り、出席理事全員一致で可決された。

以上の取扱いを決定した後、伊藤会長から鹿児島県・塩田康一知事に開催決定書が手渡され、同知事から謝辞が述べられた。

第2号 第78回国民スポーツ大会開催地（佐賀県）の決定について

(大野常務理事)

第78回国民スポーツ大会は、当初、令和5(2023)年の開催を予定しており、平成30年7月開催の当協会第3回理事会において開催地を佐賀県に内定している。

本来であれば、令和2年は、佐賀県は開催3年前の決定の年となり、令和2年7月の当協会理事会において決議する予定であったが、新型コロナウイルス禍による鹿児島国体の対応のため、開催地決定の手續が遅延していた。

鹿児島国体を令和5(2023)年に開催することが決定したため、佐賀県の開催は令和6(2024)年となり、令和2年は開催4年前となる。開催基準要項第15項第2号には、3年前の決定については、「原則として」と記載されており、今回は特例的な対応として、佐賀県の決定手續を行うこととなる。

開催地の決定に先立ち、開催準備状況を確認する佐賀県への総合視察は、緊急事態宣言下にあったため、書類による確認とし、概ね順調に進んでいることを確認した。

本件については、令和2年度第2回国民体育大会委員会の決議を経て、文部科学省の了解を得る等、必要な手續きを終了していることを説明し、令和

6（2024）年の第78回大会の開催地として、佐賀県を決定することについて諮り、出席理事全員一致で可決された。

また、会期については、開催年が当初の予定から変更となり、今後関係機関との調整が必要なことから、会期の決定、及び、今回、国体史上初の1年順送り開催となるため、予期し得ない対応が生じた場合の対応については、伊藤会長と大野常務理事に一任する旨を諮り、出席理事全員一致で可決された。

以上を決定した後、伊藤会長から佐賀県・山口祥義知事に開催決定書が手渡され、同知事から謝辞が述べられた。

第3号 第79回国民スポーツ大会開催地（滋賀県）の内定について

（大野常務理事）

第79回国民スポーツ大会は、当初、令和6（2024）年の開催を予定しており、令和元年7月開催の当協会第3回理事会において開催地を滋賀県に内定している。

鹿児島国体の令和5（2023）年の開催に伴い、滋賀県の開催年が令和7（2025）年となるため、開催5年前の内定の手続きが必要となる。

本件については、令和2年度第2回国民体育大会委員会の決議を経て、文部科学省の了解を得る等、必要な手続きを終了している旨を説明し、令和7（2025）年の第79回大会の開催地として、滋賀県を内定することについて諮り、出席理事全員一致で可決された。

また、今回、国体史上初の1年順送り開催となるため、予期し得ない対応が生じた場合の対応については、伊藤会長と大野常務理事に一任する旨を諮り、出席理事全員一致で可決された。

第4号 第80回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会）開催地（青森県）の内定について

（大野常務理事）

第80回国民スポーツ大会は、当初、令和7（2025）年の開催を予定しており、去る6月1日付にて青森県から、冬季大会及び本大会の開催申請書が当協会及び文部科学省に提出された。

本来であれば、令和2年は、青森県は開催5年前の内定の年となり、7月の当協会理事会において決議する予定であったが、新型コロナウイルス禍による鹿児島国体の対応のため、開催地内定の手続きが遅延していた。

鹿児島国体の令和5（2023）年の開催に伴い、青森県の開催年も1年順送りとなり、令和8（2026）年となるため、令和2年は開催6年前となる。開催基準要項第15項第1号に、5年前の内定については、「原則として」と記載されおり、今回は特例的な対応として、青森県の内定手続を行うこととなる。

競技の会場地が資料記載のとおり決まるとともに、競技会場の関係競技団体の視察も概ね終了し、全体的に見て、準備が順調に進んでいることを確認

した。

本件については、令和2年度第2回国民体育大会委員会の決議を経て、文部科学省の了解を得る等、必要な手続きを終了している旨を説明し、令和8（2026）年の第80回大会、冬季大会及び本大会の開催地として、青森県を内定することについて諮り、出席理事全員一致で可決された。

また、今回、国体史上初の1年順送り開催となるため、予期し得ない対応が生じた場合の対応については、伊藤会長と大野常務理事に一任する旨を諮り、出席理事全員一致で可決された。

最後に、各議案に関連して以下の質疑応答が行われた。

（坂本理事）

2020年に鹿児島国体を開催しないこととなったが、第75回大会の天皇杯等の成績はどのような取り扱いとするのか。また、2023年に開催する特別国体では冬季大会を開催するのか。最後に、来年1～2月に開催予定の第76回冬季大会の開催検討状況はいかがか。

（大野常務理事）

第75回大会は、実施済みである冬季大会のみの成績としてそのまま残すこととし、天皇杯及び皇后杯の成績は空位とする。

また、2023年は冬季大会も同様に「特別国民体育大会冬季大会」として開催する予定であるが、開催地は決定しておらず鋭意検討しているところである。

第76回冬季大会については、本大会と比較して参加人数が少なく競技毎に開催地が分散していることから、現時点では予定どおり開催すべく準備を取り進めている。当協会が発出している感染拡大予防ガイドラインを基に更なる対策を行った上で、関係者の協力を仰ぎながら準備を進めてまいりたい。

（高井理事）

2023年の特別国体では天皇杯等成績はどのような取り扱いとするのか。

（大野常務理事）

通常の大会と同様に、冬季大会と本大会を合わせて特別国体として天皇杯等成績を残すこととしたい。

（石川理事）

今回の鹿児島国体は開催を延期し特別国体として取り扱うこととしたが、今後も不測の事態が発生した際には同様の対応を行うことになるか。

（大野常務理事）

来年以降、新型コロナウイルス感染予防に関しては、きちんと対策を取った上で開催準備を進めていきたいと考えている。今後、同様に全国に影響を及ぼす災害等が発生した場合の大会取り扱いに関するルールは、今回の対応を踏まえて早急に検討することとしたい。

以上、16時45分に閉会。